

# 入札説明書

調達物品名

液晶テレビほか

相模原市 財政局 契約課

(令和6年6月10日入札公告分)

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）、相模原市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成22年相模原市規則第43号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 入札に付する事項

### （1）入札番号

4033

### （2）契約件名

液晶テレビほか

### （3）数量

別紙仕様書のとおり

### （4）納入期限

令和7年3月31日（月）

### （5）納入場所

別紙仕様書のとおり

## 2 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- （1）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）入札日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- （3）参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- （4）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- （5）県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- （6）市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- （7）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更

生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定が確定している者を除く。)でないこと。

- (8) 入札日前日現在、契約規則に基づく令和5・6年度競争入札参加資格者として登録され、営業種目として「家庭用電気機器」または「情報処理用機器材」が認定されていること。
- (9) 別紙「入札案件概要書」に定める参加条件に該当すること。
- (10) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。

### 3 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市財政局契約課

電話 042-769-1391(直通)

FAX 042-769-5325

ホームページURL <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

### 4 入札参加資格確認申請の手続に関する事項

2(8)に基づき、本市競争入札参加者名簿に登載がない者が特定調達に係る競争入札参加資格認定申請を行う場合は、次の方法によること。

- (1) 資格認定申請に関する問合せ先

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」のとおり

- (2) 申請及び書類提出期限

別紙「入札案件概要書」のとおり

- (3) その他

詳細は、かながわ電子入札共同システム内「電子入札システム」(以下「電子入札システム」という。)の説明によること。

ホームページURL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>

### 5 入札参加の手続に関する事項

入札参加者は、原則、電子入札システムにより次の書類を提出すること。ただし、電子入札運用基準8(1)に該当する場合は、紙入札による参加を認めるが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵便入札とする。

- (1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書(別紙1)(電子入札システムによる申請の場合は不要)

イ 2(9)に該当する契約書の写し

ウ 出荷証明書(別紙2)

(2) 提出期間及び提出方法

5(1)の提出書類を、令和6年6月10日(月)午前9時から令和6年6月20日(木)正午までに電子入札システム又は紙等により提出すること。

(3) 提出場所

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に提出すること。

(4) 入札参加資格の有無については、電子入札システムの競争参加資格確認通知書により行う。なお、紙入札にて参加する者にはファクシミリにより通知する。

(5) 入札参加者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。

(6) 提出書類受付締切日時は、紙入札の場合も同様とする。

(7) 競争参加資格確認通知書発行期間は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

6 入札・開札の日時に関する事項

電子入札システムにより入札等を行う。

(1) 入札期間

令和6年7月22日(月)午前9時から令和6年7月23日(火)午後5時まで

(2) 開札日時

令和6年7月24日(水)午前10時00分

(3) 場所

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所第2別館3階入札室

7 入札参加資格の喪失に関する事項

(1) 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失する。

(2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、入札参加資格喪失届を提出すること。

8 入札説明書(仕様書等)に関する事項

(1) 入札説明書(仕様書等)は、相模原市ホームページ「WTO「政府調達協定」の適用について」の「入札説明書」からダウンロード可。

(2) ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。

(3) 質問及び回答

質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり。

質問は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「質問回答書(電子入札用)」により作成し、電子入札システム内で添付ファイル形式により提出すること。

回答は、原則として電子入札システム内で公開するが、紙入札により参加する者については、

ファクシミリにより回答を送付する。

仕様書に記載されている参考製品以外を納品することとした場合には、「同等品申請書」(別紙3)を質問期限までに電子入札システム内の添付ファイル形式により提出し、「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」の承認を受けること。

(4) 質問は、上記(3)又はファクシミリの方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。

## 9 入札保証金に関する事項

契約規則第8条第3号により免除とする。

## 10 入札金額の記載に関する事項

- (1) 入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額(該当金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)を加算した金額を持って契約金額とする。
- (2) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札金額とすること。

## 11 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 政令第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札
- (2) 契約規則第16条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札
- (3) ICカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続をしないまま入札に参加した入札
- (4) 他人名義のICカードを不正に取得し、使用して行った入札
- (5) ICカードを不正に使用した入札
- (6) 次に掲げる不備があった紙入札書
  - ア 入札者等の記名がないもの
  - イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
  - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
  - エ 公告に示した案件名の記載がないもの
  - オ 所定の日時までには到達しないもの
  - カ 封筒に入札書を2通以上入れたもの
  - キ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
  - ク 紙入札承認を受けていないもの

## 12 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- ( 2 ) 原則として、落札者の決定は開札日とする。
- ( 3 ) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。
- ( 4 ) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は「電子入札システム」により開札日から起算して7日（開庁日を除く。）以内に再入札通知書を発行する。  
なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者または1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。
- ( 5 ) 落札者決定通知書は電子入札システムにより通知する。
- ( 6 ) 紙入札により参加した者へは( 4 ) 及び( 5 ) の通知はファクシミリにて通知する。

### 1.3 契約保証金に関する事項

原則として、契約金額の10分の1以上の契約保証金を契約時まで納付すること。ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。

### 1.4 入札の中止等に関する事項

- ( 1 ) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。
- ( 2 ) 開札した後であっても、地方自治法第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- ( 3 ) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- ( 4 ) 入札を中止、延期又は取消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- ( 5 ) 入札が中止、延期又は取消しとなった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

### 1.5 契約金の支払方法に関する事項

納品検査終了後、請求に基づき契約金額を一括して支払う。

### 1.6 郵便入札に関する事項

- ( 1 ) 郵便入札は、「簡易書留」又は「一般書留」郵便によること。この書留郵便は、二重封筒とし、別紙様式による入札書の中封筒に入れ密封の上、中封筒には氏名等を朱書し、外封筒には入札番号、件名、数量及び開札日とともに「入札書在中」と朱書し、「郵便局留め」と記載すること。また、郵送した日に「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。  
なお送付先は、次のとおりとする。

〒252-0299

日本郵便株式会社

相模原郵便局留め

( 2 ) 加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。

( 3 ) 提出期限は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

#### 1.7 その他

( 1 ) 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。また、契約条項は、別添「契約書(案)」による。

( 2 ) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23条)の適用を受けるものである。

( 3 ) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

( 4 ) 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル(平成16年6月1日施行)によるものとする。

( 5 ) 苦情申立て

ア 当該調達に関し、相模原市入札監視委員会に対して苦情申立てを行うことができる。

イ 落札者の決定後苦情申立てが行われた場合、相模原市政府調達に関する苦情処理手続要綱(平成22年4月1日施行)に基づき、契約締結の停止等が行われる場合がある。

( 6 ) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加

2(8)に掲げる競争入札参加資格の決定を受けていない者が競争入札に参加するためには、当該参加資格を有する旨の決定を受けなければならない。

( 7 ) 手続等の詳細及びこの公告に規定のない事項については、「契約規則」、「特例規則」、「電子入札運用基準」及び「相模原市物品購入(工事に使用する物品以外)に係る電子入札実施要領」によるものとする。

( 8 ) 落札決定後、契約締結までの間に、「2 入札参加に必要な資格に関する事項」のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。

入札案件概要書		公告日	令和6年6月10日	公告別案件No	1/1
入札番号	4033				
契約件名	液晶テレビほか				
数量	仕様書のとおり				
納入期限	令和7年3月31日				
納入場所	仕様書のとおり				
参加条件	認定済 営業種目 (入札日の前日まで)	営業種目	細目		
		家庭用電気機器 または 情報処理用機器材	-		
	実績	公告日から過去5年において、国若しくは地方公共団体に家庭用電気機器または情報処理用機器材の納入実績があること。			
	履行能力	当該購入物品に係るメーカー、販売代理店等から出荷引受の証明が提出できること。			
競争参加資格確認申請書受付期間	令和6年6月10日 (月) 午前9時 から 令和6年6月20日 (木) 正午 まで				
競争参加資格確認通知書発行期間	令和6年6月26日 (水) 午後1時 から 令和6年6月26日 (水) 午後5時 まで				
参加資格がないと認めた理由の説明請求期限	令和6年7月5日 (金) 午後5時 まで				
質問期限	令和6年7月1日 (月)				
回答期限	令和6年7月9日 (火)				
参加資格がないと認めた理由の説明請求に係る回答期限	令和6年7月12日 (金) 午後5時 まで				
入札書受付期間	令和6年7月22日 (月) 午前9時 から 令和6年7月23日 (火) 午後5時 まで				
	* 郵便の場合 令和6年7月22日 (月) までに必着				
開札予定日時	令和6年7月24日 (水) 午前10時				
契約保証金	要				
契約不適合責任	物件引渡し完了の日から起算して1年間				
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。</li> <li>・落札者は、落札決定の翌日までに内訳書を提出すること。</li> </ul>				



# 液晶テレビほか 仕様書

## 1 件名

液晶テレビほか

## 2 概要

市立小・中学校及び義務教育学校で使用する液晶テレビ及びディスプレイスタンドを調達するもの。

## 3 調達内容

本調達内容は、既存機器と入替及び新規導入を行うもの。それぞれ以下の表のとおりとし、機器の詳細は、「【別表1】機器仕様書」のとおりとする。

### (1) 調達機器等

区分	液晶テレビ (65V型)	ディスプレイスタンド
既存機器と入替	489台	77台
新規導入するもの	23台	23台
<b>合計</b>	<b>512台</b>	<b>100台</b>

### (2) 既存機器(引取対象)

日立 PMT 5030XG 489台

(画面サイズ: 50V型、外寸: W1,242mm x H804mm x D98mm、質量: 33.1kg)

## 4 納入・設置場所

「【別表2】納入・設置場所一覧」のとおり

## 5 納入・設置期限

令和7年3月31日(月)

## 6 機器の条件

本調達機器の条件は以下のとおりとする。

(1) 液晶テレビ・ディスプレイスタンドともに、それぞれ同一メーカーかつ同一機種で統一すること。また、液晶テレビとディスプレイスタンドを固定した際、児童生徒の安全性を考慮し、転倒などのおそれがない製品を選定すること。

なお、固定する既存ディスプレイスタンド及び今回調達予定のディスプレイスタンドは次のとおり。

・既存ディスプレイスタンド

DS - 80 021 (株式会社オーエス製)

・今回調達予定のディスプレイスタンド

DS - 80 Ver 3 (株式会社オーエス製)

- (2) 一般的に販売され、標準的な仕様で構成された機器であること。
- (3) スペックはカタログに基づくものとする。
- (4) 未使用の最新機器であること。
- (5) 初期不良に関しては、直ちに代替機(本仕様書の要件を全て満たすもの)を無償で提供すること。
- (6) メーカーから提供される添付品(マニュアル類を含む)を全て附属すること。
- (7) 日本国内に販売代理店のあるメーカーの製品であること。

## 7 納入、組み立て・設置作業

既存機器と入替するもの及び新規導入をするものについて、それぞれ以下のとおり作業を行うこと。

### 7 - 既存機器と入替するもの

本調達機器について、各学校へ納入、組み立て、設置作業及び動作確認を行うとともに、既存機器について、撤去作業及び引取りを行うこと。

なお、納入及び設置・引取り作業は、原則として土曜、日曜、祝日、閉庁期間、年末年始を除く月～金曜日の午後3時から午後5時(夏季・冬季・春季休業中は午前9時から午後5時)までとし、全体の作業行程等について、事前に発注者と調整のうえ行うこと。ただし、履行期限に遅れが生じる恐れがある等特段の事情を有し、発注者及び学校の許可を得た場合はこの限りでない。

また、一部の学校を除きエレベータは設置されていない(エレベータが設置されている一部の学校においても、原則としてエレベータの使用はできないものとする。)

夏季休業...令和6年7月20日から令和6年8月25日

閉庁期間...令和6年8月10日から令和6年8月16日

冬季休業...令和6年12月25日から令和7年1月7日

年末年始...令和6年12月29日から令和7年1月3日

春季休業...令和7年3月26日から令和7年3月31日

#### (1) 納入

「【別表2】納入・設置場所一覧」に示す学校に納入すること。納入日程については、事前に日程表(日別のもの)を作成の上、発注者へ提出すること。詳しい時間帯については各学校と直接調整すること。

なお、テレビの納入と引取り及び設置作業を同時に行うことが困難な場合は、テレビ本体を先に納入し、後日、設置作業を行うこと。その際、納入場所は各学校1階または各学校指定の場所へ納入すること。また、ディスプレイスタンドについても、納入と組み立てを同時

に行うことが困難な場合は、同様とし、テレビと別日納品でも可とする。

(2) 組み立て・撤去・引取り及び設置作業

ア 各学校から指示された場所において、ディスプレイスタンドの組み立てを行うこと。

ディスプレイスタンド更新対象の学校のみ

イ 「【別表2】納入・設置場所一覧」に示す場所において、既存機器をディスプレイスタンドから撤去すること。

ウ イにて既存機器を撤去したディスプレイスタンドに、液晶テレビを固定すること。

なお、ディスプレイスタンドへの固定に際し、別途部品が必要な場合は受注者負担とする。

エ 作業後は作業場所周辺の清掃を行い、梱包材等の廃棄物を持ち帰り適切に処分すること。

オ イで撤去した既存機器を搬出し、受注者にて引取ること。

(3) 動作確認

設置作業完了後、正しく動作することを確認し、学校ごとに検収を受けること。

7 - 新規導入するもの

本調達機器について、各学校へ納入するとともに、組み立て・設置作業を行うこと。

なお、納入及び設置作業は、原則として土曜、日曜、祝日、閉庁期間、年末年始を除く月～金曜日の午後3時から午後5時（夏季・冬季・春季休業中は午前9時から午後5時）までとし、全体の作業行程等について、事前に発注者と調整のうえ行うこと。ただし、履行期限に遅れが生じる恐れがある等特段の事情を有し、発注者及び学校の許可を得た場合はこの限りでない。

また、一部の学校を除きエレベータは設置されていない（エレベータが設置されている一部の学校においても、原則としてエレベータの使用はできないものとする。）

夏季休業...令和6年7月20日から令和6年8月25日

閉庁期間...令和6年8月10日から令和6年8月16日

冬季休業...令和6年12月25日から令和7年1月7日

年末年始...令和6年12月29日から令和7年1月3日

春季休業...令和7年3月26日から令和7年3月31日

(1) 納入

「【別表2】納入・設置場所一覧」に示す学校に納入すること。納入日程については、事前に日程表（日別のもの）を作成の上、発注者へ提出すること。詳しい時間帯については各学校と直接調整すること。

なお、テレビの納入と設置作業を同時に行うことが困難な場合は、テレビ本体を先に納入し、後日、設置作業を行うこと。その際、納入場所は各学校1階または各学校指定の場所へ納入すること。また、ディスプレイスタンドについても、納入と組み立てを同時に行うことが困難な場合は、同様とし、テレビと別日納品でも可とする。

(2) 組み立て・設置作業

ア 各学校から指示された場所において、ディスプレイスタンドの組み立てを行うこと。

イ アにて組み立てたディスプレイスタンドに液晶テレビを固定すること。

なお、ディスプレイスタンドへの固定に際し、別途部品が必要な場合は受注者負担とする。

ウ 「【別表2】納入・設置場所一覧」に示す場所に設置すること。なお、具体的な設置場所は各学校と調整の上、決定すること。

エ 作業後は作業場所周辺の清掃を行い、梱包材等廃棄物を持ち帰り適切に処分すること。

(3) 動作確認

設置作業完了後、正しく動作することを確認し、学校ごとに検収を受けること。

8 その他

(1) 本調達の作業実施者は、身分を証明するものを携行し、名札を着用すること。

(2) 作業に際しては、建屋(天井、壁面、床等)に損傷を与えないようにし、もし損傷を与えた場合には、元の状態に修復すること。

(3) 作業の進行にあたっては、安全作業に務めること。

(4) 「【別表2】納入・設置場所一覧」に変更が生じた場合は、別途通知する。

(5) 本仕様書に定めのない事項で、必要な事項が生じた場合、発注者と協議の上、解決するものとする。

機器仕様書

[ 別表 1 ]

品目	数量	仕様			
液晶テレビ ＜参考製品＞ オリオン OSR65G10	512	画面サイズ	65V型		
		画素数	3840 × 2160 (4Kパネル)		
		チューナー	地上デジタル	2以上	
			BS・110度CSデジタル	2以上	
		入出力端子	HDMI入力端子	3以上	
			HDMI 4K入力	対応	
			ARC	対応	
			ビデオ入力端子	1以上	
			光デジタル音声出力端子	1以上	
			ヘッドフォン出力端子	1以上	
			USB端子	2以上	
			LAN端子	1以上	
		音声出力	スピーカー × 2 (フルレンジ)	10W+10W以上	
		無線LAN	IEEE802.11 ac/a/b/g/n対応		
		キャスト	Chromecast Built-in対応		
		サイズ等	本体寸法	W1462mm × H842mm × D98mm以下 (スタンドを含まず)	
本体重量	21.2kg以下 (スタンドを含まず)				
VESA規格	横幅が400mmであること (既存ディスプレイスタンド(DS-80-021)に400mmピッチで固着用のねじ穴があるため)。なお、その他の横幅であっても、VESA変換金具等により、当該固着用ねじ穴を利用してテレビとディスプレイスタンドを安全に固着できる場合は、この限りでない。				
付属品	リモコン、保証書、取扱説明書、電源ケーブルほかメーカー付属品一式				
保証	液晶テレビ本体について、メーカー無償保証が1年以上付与された製品であること。なお、故障時の対応は、オンサイト保守であること。				
その他	パネル外周がベゼルで囲われていること。				
ディスプレイスタンド ＜参考製品＞ オーエス DS-80ver3	100	外寸	W900mm × H1500 - 1750mm × D850mm以下		
		本体質量	35kg以下		
		搭載質量	45kg以下		
		高さ調整機能	ねじ固定式 3段階以上 (100mmピッチ)		
		角度調整機能	ねじ固定式 4段階以上 (5°ピッチ) 0°・5°・10°・15°		
		キャスター	4個 (うち2個は、車輪回転止め機能、車軸回転止め機能付き)		
		付属品	ディスプレイ取付ねじ、キャスター、説明書ほかメーカー付属品一式		
		環境対応	グリーン購入法適合		
		保証	メーカー無償保証が1年以上付与された製品であること。なお、故障時の対応は、オンサイト保守であること。		
		その他	<p>・相模原市立小中学校等で導入済みの(株)オーエス社製充電保管庫 (D-TC1-K) をディスプレイスタンド本体にメーカー推奨の金具で固定できること。なお、充電保管庫をディスプレイスタンドに固定する作業は、本調達の対象外である。</p> <p>【充電保管庫 (D-TC1-K) に関する製品問い合わせ先】                  神奈川県横浜市中区扇町2-4-2 横浜関内京浜ビル                  株式会社 オーエス 営業本部パートナー事業部横浜営業所                  担当 小垣 虹太                  電話 080-3421-9492</p>		

納入・設置場所一覧

[別表2]

	学校名	所在地	連絡先	既存機器と入替			新規導入するもの	
				教室	階	スタンドの更新	教室	階
1	新磯小学校	南区磯部1028-5	046-251-0214	3年4組	2	○		
				4年2組	3			
				4年3組	3			
				6年1組	3			
				6年2組	3			
				音楽室	3			
2	麻溝小学校	南区下溝713	042-778-0259	2の1	1			
				2の3	1			
				5の2	3			
				5の3	3			
				6の2	2			
				つくし3	2			
				つくし4	2			
3	田名小学校	中央区田名5091-1	042-762-0170	4年2組	2			
				4年3組	2			
				5年2組	3			
				5年3組	3			
				6年2組	3			
				音楽室	3			
4	上溝小学校	中央区上溝7-6-1	042-762-0024	1-3	1			
				3-1	2			
				4-3	3			
				5-1	3			
				6-1	3			
				いちよう1	1			
5	星が丘小学校	中央区星が丘3-1-6	042-754-6000	1年1組	1			
				1年2組	1			
				1年3組	1			
				1年4組	1			
				2年4組	2			
				3年4組	2			
6	大沢小学校	緑区大島1566	042-761-2611	4-1	2		理科室	2
				5-2	3			
				5-3	3			
				6-1	3			
				6-3	3			
				くすのき2	2			
				家庭科室	2			
7	旭小学校	緑区橋本6-15-27	042-772-0536	1-3	1			
				2-1	2			
				3-2	1			
				4-1	2			
				2-3	2			
8	向陽小学校	中央区向陽町8-33	042-752-1309	2-1	2			
				2-4	2			
				3-1	2			
				4-2	3			
				6-3	3			
				外国語室	3			
9	相原小学校	緑区相原4-13-14	042-771-2351	職員室	2			
				1-1	1			
				1-3	1			
				4-1	2			
				4-2	2			
				4-3	2			
支援級	1							
10	大野小学校	南区古淵3-21-2	042-742-3226	1-1	1			
				1-2	1			
				4-4	3			
				5-1	3			
				6-1	3			

11	淵野辺小学校	中央区淵野辺4-6-22	042-752-2044	3年1組	2	○			
				5年3組	3				
				2年4組	2				
				音楽室	3				
				2年5組	2				
1年1組	1								
12	南大野小学校	南区上鶴間1-5-1	042-742-2674	職員室	1				
				2-1	2				
				2-2	2				
				4-2	3				
				少人数	2				
あじさい級1	1								
13	中央小学校	中央区富士見1-3-22	042-753-0727	3-2	1		1-2	1	
				5-3	3		4-2	3	
				第二音楽室	2		6-3	3	
				二階多目的室	2				
				第一理科室	1				
				ランチルーム	3				
				国際1	4				
				国際2	4				
14	清新小学校	中央区清新3-16-6	042-753-0600	3-1	1				
				4-3	2				
				4年多目的	2				
				ひまわり4	2				
				会議室	1				
職員室	2	○							
15	相模台小学校	南区南台6-5-1	042-744-1439	5の3	3				
				ひまわり	1				
16	東林小学校	南区相南2-3-1	042-742-9579	1-2	1				
				1-3	1				
				4-2	3				
				6-2	3				
				みどり1	2				
				みどり2	2				
17	相武台小学校	南区相武台団地2-5-1	046-251-2329	1-1	2				
				1-2	2				
				5-2	2				
				支援級	1				
				視聴覚室	3				
ランチルーム	1								
18	光が丘小学校	中央区光が丘2-19-1	042-753-2285	1-2	2				
				2-1	3				
				5-1	3				
				5-2	3				
				6-1	2				
				職員室	1				
19	大沼小学校	南区東大沼3-20-1	042-743-5250	1-3	1			2年学年室	1
				わかぎ2	2				
				2-1	1				
				4-2	2				
20	共和小学校	中央区高根1-16-13	042-753-2286	1-2	1				
				2-1	2				
				4-3	3				
				会議室1	1				
会議室2	1								
21	桜台小学校	南区相模台7-7-1	042-742-3674	さくらC	1	○			
				さくらD	1				
				さくらE	1				
				職員室	2				
				理科室	2				
音楽室	3								
22	上鶴間小学校	南区上鶴間4-7-1	042-743-9870	1-2	1				
				1-3	1				
				2-2	2				
				4-2	2				
				4-3	3				
				5-2	3				
6-1	3								

23	横山小学校	中央区横山台2-35-1	042-754-8712	1-1	1			
				1-3	1			
				2-2	2			
				5-1	3			
				6-3	3			
				音楽室	3			
24	鶴の台小学校	南区旭町24-5	042-745-5611	2-1	1			
				4-4	2			
				5-1	3			
				5-3	3			
				6-3	3			
				外国語教室	2			
25	鹿島台小学校	南区上鶴間本町1-9-1	042-745-7193	2の2	1			
				3の3	3			
				4の2	2			
				5の1	3			
				外国語ルーム	1			
				6-2	3			
26	緑台小学校	南区新磯野3-10-23	046-253-2004	音楽室	3			
				5-1	3			
				家庭科室	3			
				6-1	3			
				1年3組	1	○	図書館	2
27	橋本小学校	緑区橋本1-12-20	042-773-1671	2年4組	2	○	体育館	1
				3年3組	2	○		
				6年1組	3	○		
				6年2組	3	○		
				6-1	3			
28	大野台小学校	南区大野台8-1-15	042-756-1210	4-2	3			
				2-2	2	○		
				2-3	2			
				みずき3,4	3			
				みずき1	3			
				2年1組	2			
29	並木小学校	中央区並木2-16-1	042-756-3010	2年2組	2			
				3年2組	2			
				1年2組	1			
				つくし4	1			
				放送室	2			
				2年1組	2			
30	作の口小学校	緑区下九沢459-1	042-761-1271	2年2組	2			
				2年3組	2			
				3年2組	3			
				3年3組	3			
				1-4	2			
31	大野北小学校	中央区淵野辺2-34-1	042-755-4841	3-1	3			
				3-3	3			
				4-3	3			
				5-3	2			
				6-1	3			
				6-4	3			
				理科室	2			
				1の1	1			
32	鶴園小学校	南区上鶴間本町7-8-1	042-746-6681	2の2	2			
				3の3	1			
				4の3	3			
				中会議室	2	○		
				1-2	2			
33	くぬぎ台小学校	南区上鶴間5-7-1	042-746-0811	2-1	2			
				5-2	3			
				6-2	3			
				職員室	1			
				1-1	1			
34	双葉小学校	南区双葉1-2-15	042-746-0621	1-3	1			
				4-2	3			
				4-3	3			
				6-3	3			
				6-3	3			



35	陽光台小学校	中央区陽光台1-15-1	042-755-7011	1-2	1			
				2-1	2			
				3-1	2			
				職員室	1	○		
				理科室	2	○		
36	若草小学校	南区新磯野2329	042-746-4644	1-2	1			
				3-1	2			
				3-2	2			
				6-1	3			
				たんぼぼ3	2			
37	上溝南小学校	中央区上溝782-1	042-778-3326	2-1	2			生活科室 1
				4-3	2			
				4-4	2			
				5-3	3			
				6-1	3			
38	大島小学校	緑区大島1121-19	042-762-6121	1-1	1			学習室3 2
				2-2	2			
				3-2	3			
				4-3	3			
39	二本松小学校	緑区二本松2-9-1	042-773-5131	4-3	2			
				3-2	2			
				図工室	1			
				職員室	2	○		
				多目的室	1			
個別学習室	2							
40	田名北小学校	中央区田名1932-1	042-761-2627	2-2	1			
				3-2	2			
				4-2	2			
				6-2	3			
				支援級	1			
				支援級	1			
41	弥栄小学校	中央区弥栄3-1-10	042-755-3119	1-2	1			
				1-3	1			
				3-1	2			
				4-1	2			
				4-2	2			
				B棟1階少人数教室	1			
42	大野台中央小学校	南区大野台2-26-8	042-755-0022	1の3	1			
				3の2	2			
				4の1	2			
				4の2	2			
				5の3	3			
				6の1	3			
				6の3	3			
43	宮上小学校	緑区橋本4-11-1	042-773-8700	2年2組	1			
				2年3組	1			
				3年2組	3			
				4年3組	3			
				5年1組	3			
44	九沢小学校	緑区大島1859-3	042-763-1801	2年1組	1			
				2年2組	1			
				5年1組	3			
				5年2組	3			
				5年3組	3			
45	谷口小学校	南区上鶴間本町5-13-1	042-748-9151	2-3	2			特別教室3 4
				3-1	3			職員室 2
				3-3	2			体育館 1
				4-1	3			
46	淵野辺東小学校	中央区東淵野辺3-17-1	042-759-0377	1-4	2			
				2-3	1			
				4-4	3			
				5-5	3			
				6-3	1			
47	若松小学校	南区若松2-22-1	042-748-5813	2-2	1			
				2-3	1			
				3-2	2			
				4-2	2			
				5-1	3			

48	新宿小学校	中央区田名7019	042-761-0811	2-1	1			
				2-2	1			
				3-1	2			
				国際室	3			
				図工室	1			
				音楽室	3			
49	当麻田小学校	緑区相原1-14-1	042-773-2715	理科室	3			
				音楽室	3			
				少人数教室	3			
				少人数教室	3			
				多目的	2			
				6-1	3			
				6-2	3			
50	夢の丘小学校	南区当麻490-2	042-777-5800	2 - 2	1			
				3 - 2	1			
				5 - 1	2			
				5 - 3	2			
				6 - 2	3			
				音楽室 1	1			
51	富士見小学校	中央区富士見2-4-1	042-750-8500	職員室	2			
				6 - 1	3			
				5 - 2	3			
				4 - 4	2			
				3 - 3	2			
52	小山小学校	中央区小山4-3-2	042-775-1700	2年2組	1	○		
				4年3組	2	○		
				6年1組	3	○		
				6年2組	3	○		
				6年3組	3			
				音楽室	2	○		
53	川尻小学校	緑区久保沢2-22-2	042-782-2037	3-3	1			
				4-2	2			
				4-3	2			
				6-2	3			
				6-3	3			
				音楽室	4	○		
54	湘南小学校	緑区小倉1573	042-782-2400	3年	2			
				職員室	2			
				5年	3			
				6年	3			
				音楽室	3			
55	広陵小学校	緑区若葉台4-3-1	042-782-4566	1年生	1			
				2年生	2			
				3年生	2			
				5年生	3			
				あゆみ2組	1			
56	広田小学校	緑区広田9-5	042-782-8383	1年1組	1			
				1年2組	1			
				2年1組	1			
				2年2組	1			
				理科室	3	○		
57	中野小学校	緑区中野600	042-784-1309	多目的室B	3	○		
				多目的室B	3	○		
				1 - 2	2	○		
				5 - 1	3	○		
				5 - 2	3	○		
				6 - 2	3	○		
58	根小屋小学校	緑区根小屋1580	042-784-1460	1年	2	○		
				5年	2	○		
				6年	2	○		
				PC室	2	○		
				音楽室	3	○		
				図工室	3	○		
59	串川小学校	緑区長竹1424	042-784-0618	1年教室	1	○		
				情報学習室	2	○		
				職員室	2	○		
				5年教室	3	○		
				加-1-1組	3	○		

60	津久井中央小学校	緑区三ヶ木39-7	042-784-0206	職員室	1	○		
				1年教室	2			
				あすなる2組	1			
				あすなる1組	1			
				2年教室	2			
61	桂北小学校	緑区与瀬877	042-685-1412	1年	1			
				2年	1			
				3年	2			
				4年	2			
				5年	3			
62	千木良小学校	緑区千木良1035	042-685-0112	2年	2	○		
				3年	2	○		
				支援	1	○		
				特活室	3			
				音楽室	3	○		
63	内郷小学校	緑区寸沢嵐833	042-685-0110	ランチルーム	1	○		
				外国語教室	4	○		
				会議室	1	○		
				職員室	2	○		
				低学年図書室	2	○		
64	藤野北小学校（佐野川公民館） 藤野北小学校本校舎への引越しを予定しているため、設置場所変更の可能性あり。	緑区佐野川2903（佐野川公民館） 緑区佐野川1901（藤野北小学校）	042-687-3008	多目的ホール	3			
				3年	1	○		
				5年	1	○		
				6年	1	○		
				音楽室	1	○		
65	藤野小学校	緑区日連549	042-687-2719	特別活動室	1	○		
				1年1組	2			
				2年1組	2			
				3年1組	2			
				えがお2	2			
66	藤野南小学校	緑区牧野4327	042-689-2046	少人数1	2			
				少人数2	3			
				1年教室	1			
				2年教室	1			
				3年教室	2			
67	青和学園	緑区青野原1250-1	042-787-0019	5年教室	2			
				音楽室	2			
				3年教室	3			
				5年教室	3			
				7年教室	3			
68	鳥屋学園	緑区鳥屋1339	042-785-0239	8年教室	3			
				理科室	2			
				1-1	1			
				9-1	3			
				家庭科室	3			
69	相陽中学校	南区磯部1540	042-778-0330	理科室	3			
				音楽室	3			
				1-1	1			
				2-1	2			
				2-6	3	○		
70	上溝中学校	中央区横山5-19-54	042-755-3711	学習室	3	○		
				1-4	3			
				2-2	3			
				2-4	3			
				サポートルーム	2			
71	田名中学校	中央区田名5250-1	042-762-0169	1-2	2			
				1-3	2			
				2-5	3			
				3-3	2			
				被服室	2			
72	大沢中学校	緑区大島1800	042-761-2612	1年6組	1			
				第2音楽室	3	○		
				1-3	3			
73	旭中学校	緑区橋本1-12-15	042-772-0235	2-2	2			
				3-4	2	○		
				3-8	1	○		

74	大野北中学校	中央区淵野辺2-8-40	042-752-2022	3-3	2		びわのみ2	1
				3-4	2			
				第2音楽室	3			
75	大野南中学校	南区文京1-10-1	042-742-3704	第二理科室	2		1-2	3
				被服室	1		1-3	3
76	相模台中学校	南区桜台20-1	042-742-6411	大空級1	1			
				大空級2	3			
				体育館	1			
77	清新中学校	中央区清新8-5-1	042-754-9443	第1音楽室	3			
				第2技術科室	1			
				1-1	4			
78	上鶴間中学校	南区上鶴間4-14-1	042-743-9881	1-3	3			
				2-1	2			
				2-2	2			
79	麻溝台中学校	南区麻溝台4-12-1	042-745-7197	1-2	3			
				1-3	4			
				B4生徒活動室	4			
80	共和中学校	中央区共和1-3-10	042-756-3012	PC室	2		第2音楽室	4
							共和級1	1
							金工室	1
81	緑が丘中学校	中央区緑が丘1-28-1	042-755-4842	美術室	1	○		
				被服室	3	○		
				視聴覚室	3	○		
82	大野台中学校	南区大野台8-2-1	042-755-4843	1-3	4		3-1	2
							視聴覚室	2
83	相武台中学校	南区新磯野5-1-10	042-746-6201	2-3	3			
				音楽室	3			
				青空1(支援級)	1			
				1-1	2			
84	谷口中学校	南区上鶴間本町4-13-43	042-743-2234	会議室	2	○		
				職員室	2			
				音楽室	2			
85	中央中学校	中央区富士見1-3-17	042-755-0071	第1音楽室	1			
				多目的室2	1			
				第1理科室	1			
86	新町中学校	南区相模大野9-14-1	042-742-0036	1-1	2			
				1-2	2			
				3-2	2			
				学習室	3			
87	弥栄中学校	中央区弥栄3-1-7	042-758-0252	2-1	4		美術室	1
				2-3	4			
				3-1	3			
88	相原中学校	緑区橋本8-12-1	042-773-1451	学習室C2	2	○		
				学習室A3	3			
				体育館	1			
89	上溝南中学校	中央区上溝2322-2	042-763-0155	1-1	2			
				2-2	3			
				音楽室2	3			
90	小山中学校	中央区小山4-3-1	042-773-3180	第一音楽室	3	○		
				体育館	1	○		
				はるかぜ	3	○		
91	若草中学校	南区新磯野2046	042-748-5788	2年学習室	2			
				3年学習室	2			
				旧PC室	3			
92	由野台中学校	中央区由野台3-1-3	042-758-3383	生徒活動室1	1			
				2-1	3			
				生徒活動室3	2			
				なかよし2	1			
93	内出中学校	緑区下九沢2845	042-761-0818	1-2	4			
				1-4	2			
				2年1組	4			
94	鵜野森中学校	南区鵜野森1-11-1	042-743-2292	1-1	2			
				2-3	1			
				被服室	3			
				体育館	1	○		

95	東林中学校	南区上鶴間8-21-1	042-749-1175	2-2	1			
				3-1	2			
				第二理科室	3			
				第二音楽室	3			
96	相模丘中学校	緑区久保沢2-22-4	042-782-2310	生徒会室	3	○	学習室1	4
				第2理科室	1	○		
97	中沢中学校	緑区城山2-7-1	042-782-8877	1-1	3			
				2-1	3			
				音楽室	3			
				支援級2	3			
98	中野中学校	緑区中野960	042-784-1240	2年少人数	3	○	被服室	2
				第二理科室	4	○		
				体育館	1	○		
99	串川中学校	緑区長竹1469	042-784-0639	2 - B	2	○		
				第2理科室	1	○		
				特4 A	4	○		
100	北相中学校	緑区与瀬1019-5	042-685-1413	1-1	3			
				2-1	3			
				3-1	2			
101	内郷中学校	緑区寸沢嵐2742-4	042-685-0013	3 - A	3			
				大会議室	3	○		
				理科室	1	○		
102	藤野中学校	緑区小淵2082	042-687-3019	3-2	1			
				第1理科室	1			
				第2理科室	2			
				音楽室	3			

各学校内における設置場所については、若干の変更がある場合がある。その場合は別途指定する。

# 物 件 売 買 契 約 書 ( 案 )

契 約 番 号

1	契 約 件 名					
2 契 約 物 件	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価 ( 税 込 )	金 額 ( 税 込 )
3	納 入 場 所 指 定 箇 所					
4	納 入 期 限 令 和 年 月 日 まで					
5	契 約 金 額		百 万	千	円	
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額					
6	支 払 の 条 件 部分払 _____ 回 完納払い ( 第 7 条 全 文 削 除 )					
7	契 約 の 保 証 免除 ( 第 1 1 条 全 文 削 除 ) 現 金 _____ 円 保 険 加 入 有 価 証 券 _____ 円					
8	契 約 不 適 合 責 任 期 間 物件引渡し完了の日から起算して _____ 年 間					
9	そ の 他 の 事 項					

上 記 物 件 売 買 に つ い て 、 相 模 原 市 を 発 注 者 と し 、 \_\_\_\_\_ を 受 注 者 と し 、 次 の 契 約 条 項 に 基 づ き 契 約 を 締 結 す る 。

こ の 契 約 の 締 結 を 証 す る た め 、 本 書 2 通 を 作 成 し 、 発 注 者 と 受 注 者 と が 記 名 押 印 の 上 、 各 自 そ の 1 通 を 保 有 す る 。

令 和 年 月 日

発 注 者 相 模 原 市 中 央 区 中 央 2 丁 目 1 1 番 1 5 号  
相 模 原 市  
代 表 相 模 原 市 長 本 村 賢 太 郎 印

受 注 者

印

## 契 約 条 項

### (総則)

- 第1条 受注者は、この契約書に基づき、仕様書等（仕様書、見本及びこれらに対する質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする物品の売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条 受注者は、発注者の許可を受けたときを除くほか、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

### (特許権等の使用)

- 第3条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料（写真、イラスト及び文章等を含む。）製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

### (守秘義務)

- 第4条 受注者は、本契約において知り得た個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。これは、契約物件の引渡し後も同様とする。

### (検収及び引渡し)

- 第5条 受注者は、契約物件を納入しようとするときは、発注者の検収を受け、これに合格したときに当該物件を発注者に引渡すものとする。
- 2 検収の結果、不合格品があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に良品と引換え、再検収を受けなければならない。

### (契約代金の支払い等)

- 第6条 受注者は、契約物件の引渡し完了したときは、所定の手続きにしたがって契約代金の支払いを請求し、発注者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。

### (部分払)

- 第7条 受注者は、契約物件の完納前において、相模原市契約規則第40条の規定により、対価の一部を受けようとするときは、既納部分に応じて契約代金の部分払を請求することができる。

### (危険負担)

- 第8条 契約物件引渡し前に、発注者受注者双方の責に帰することのできない理由により、当該物件に生じた損害はすべて受注者の負担とする。

### (契約不適合責任)

- 第9条 発注者は、契約不適合責任期間中、契約物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、契約物件の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、発注者は、その契約不適合責任によって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約不適合責任が、天災その他の不可抗力に起因したと発注者が認めたときは、この限りでない。

### (履行遅滞の場合の違約金)

- 第10条 受注者の責に帰する理由により、納入期限までに契約物件を納入しないときは、受注者は、発注者に対して違約金を支払わなければならない。
- 2 前項の違約金は、遅延日数に応じ契約金額又は未納部分に相当する金額につき年2.5パーセントの割合で算出した額とする。

### (契約の保証)

- 第11条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 1) 契約保証金の納付
  - 2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - 3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約保証金から生ずる利子は、発注者に帰属するものとする。

### (物価変動に基づく契約金額等の変更)

- 第12条 契約期間内に経済事情の激変その他の予期する事のできない異常な事態が発生し、契約金額が著しく不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、契約金額又は物件の規格等を変更することができる。

#### (納入期限の延長)

第13条 受注者は、天災地変その他の正当な理由により納入期限までに納入を完了できないときは、発注者に納入期限の延長を請求することができる。その延長日数は、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

#### (発注者の催告による契約解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間に履行がないときはこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者の責に帰する理由により、納入期限又は納入期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、受注者又はその代理人が本契約に違反し、本契約の目的を達することができないとき。

#### (発注者の催告によらない契約解除権)

第14条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可若しくは認可等を失い、又は営業の停止が命じられる等受注者が契約者たる資格を欠いたとき。
- (2) 第2条の規定に違反したとき。
- (3) 受注者の振出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (4) 破産、民事再生、会社更生手続開始の申立の時又はそれらの申立を受けたとき。

#### (契約が解除された場合等の違約金)

第14条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- (3) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

3 第1項の場合において、第11条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

#### (暴力団等排除に係る発注者の契約解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び第20条において、「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。
- (3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- (4) 受注者が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者は契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第11条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

#### (談合その他不正行為による発注者の契約解除権)

第16条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づき課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)



(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第11条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

#### **(受注者の催告による契約解除権)**

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間に履行がなく物件の納入が不可能になったときは、この契約を解除することができる。

2 前項により、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。その場合における損害賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

#### **(解除に伴う措置)**

第18条 発注者は、この契約が解除された場合において、第5条の規定に基づき検収に合格し引渡しを受けた物品がある場合は、当該引渡しを受けた部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。

#### **(談合その他不正行為による賠償の予定)**

第19条 受注者は、第16条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第16条第1項第1号から第3号までのうち、当該納付命令又は排除措置命令の対象となった行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当販売に該当するとき、その他発注者が特に認めるとき。

(2) 第16条第1項第4号の規定に該当する場合において、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

#### **(相殺)**

第19条の2 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。なお、不足があるときは、これを追徴する。

#### **(暴力団等からの不当介入の排除)**

第20条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

#### **(紛争の解決等)**

第21条 この契約条項について疑義が生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

#### **(合意管轄裁判所)**

第22条 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

競争参加資格確認申請書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者  
郵便番号  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 印  
( 代理人氏名 )  
( 電話番号 )

次の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

公告年月日	
入札番号	
調達物品名	

令和 年 月 日

相 模 原 市 長 あて

出荷元 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

### 出 荷 証 明 書

この入札に関して 2 の出荷先の会社が落札した際は、指定の納期に間に合うよう、当社が製造（又は輸入）している 3 の商品を、当社において 2 の落札者あてに出荷することを証明いたします。

#### 記

#### 1 入札件名及び履行期間

件 名 液晶テレビほか

履行期間 令和 7 年 3 月 3 1 日まで

#### 2 出荷先（入札参加者）

所在地

商号又は名称

#### 3 出 荷 品

( 1 ) 商 品 名

( 2 ) メーカー

( 3 ) 品番

( 4 ) 出荷数量

この様式の仕様を満たすものであれば別の様式を使用してもかまいません。また、3 出荷品については、別紙を添付していただいてもかまいません。

出荷品により出荷元が異なる場合には、出荷元ごとに出荷証明書を提出してください。

同 等 品 申 請 書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
(代理人氏名) 印

\* 次のとおり同等品の認定を申請します。

	品名(材料)	メーカー名・型式	備考

詳細については、別添資料のとおりです。

案件番号 4033  
調達物品名 液晶テレビほか

## 内訳書 液晶テレビほか

品名	数量		税抜単価(円)	金額(円)	納期
液晶テレビ(65型)	512	台			令和7年3月31日
ディスプレイスタンド	100	台			令和7年3月31日
			合計金額		

総価契約の一括払いとします。  
設置・運搬・既存設備撤去費込み。

税抜き合計金額を  
入札金額としてください。